

事 務 連 絡  
平成30年8月24日

各 都道府県・指定都市・中核市  
子ども・子育て支援新制度 担当部局担当課 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の  
算出等の考え方について（送付）

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素からご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

各市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、2020年度を始期とする市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「第二期支援事業計画」という。）を作成いただく必要があること及び作成に当たって利用希望把握調査等の実施が必要となることを「市町村子ども・子育て支援事業計画作成に係る利用希望把握調査等について」（平成30年5月24日付事務連絡）において周知したところです。

今般、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」（以下「考え方」という。）を別添のとおり作成いたしました。考え方においては、「子育て安心プラン」（平成29年6月2日公表）や「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）【改訂版】」（平成29年6月29日付事務連絡）等現在の子ども・子育てをめぐる政策動向やこうした事務連絡を踏まえ、第二期支援事業計画の作成に当たり、「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」（平成26年1月20日付事務連絡。以下「第一期手引き」という。）の内容に追加、修正が必要な項目等を記載しています。

なお、放課後児童健全育成事業及び幼稚園における預かり保育等の取扱いに関する量の見込みの算出方法等については、後日お示しする予定でおりますが、各市町村においては、これを待たずに第一期手引きを活用しつつ、考え方を参照の上、調査対象や調査項目の選定を含め、適切に利用希望把握調査等を実施いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、内容について十分御了知の上、指定都市及び中核市を除く管内市町村への周知・助言をお願いいたします。

問合せ先

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付  
島田、眞柄

TEL：03-6257-1468 FAX:03-3581-2521

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画  
における「量の見込み」の算出等の考え方

平成30年8月24日

## はじめに

子ども・子育て支援法第 61 条において、市町村は、国が示す基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号）をいう。以下同じ。）に即して、5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「支援事業計画」という。）を定めるものとされている。

各市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、平成 27 年度を始期とする支援事業計画の計画期間の終期が平成 31 年度（2019 年度）であることから、2020 年度を始期とする第二期の支援事業計画を改めて作成する必要がある。

そこで、第一期の支援事業計画の作成にあたって示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成 26 年 1 月 20 日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡。以下「第一期手引き」という。）を基本としつつ、「子育て安心プラン」（平成 29 年 6 月 2 日公表）、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）【改訂版】」（平成 29 年 6 月 29 日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡）等を踏まえ、第二期の支援事業計画作成にあたっての「量の見込み」の算出等の考え方を提示する。

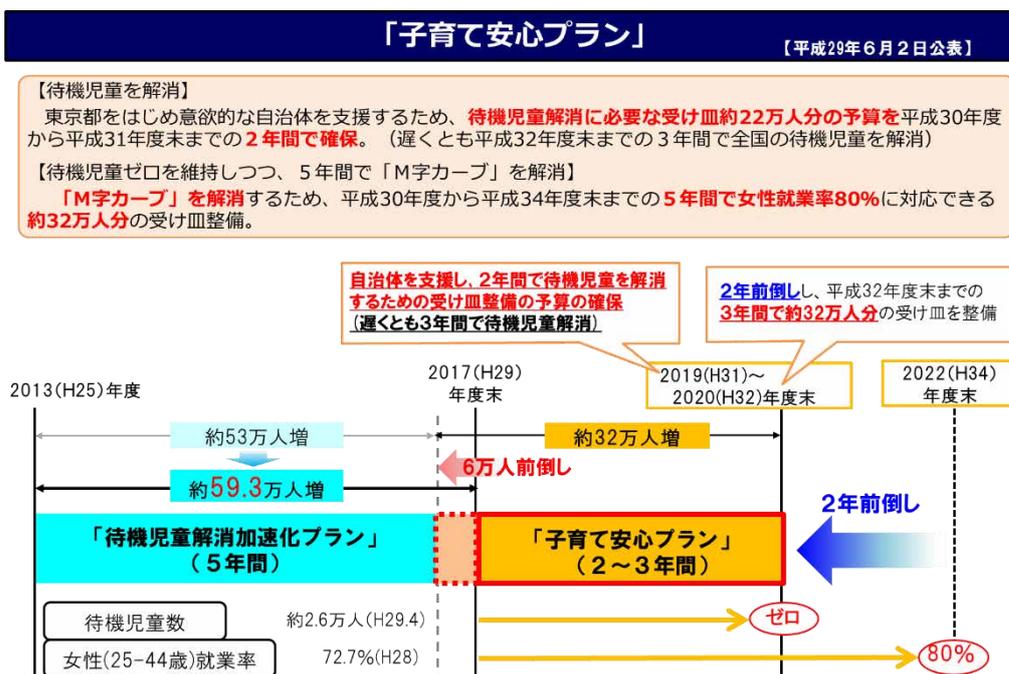
なお、今回提示する考え方の活用方法も含め、具体的な算出方法等については、各市町村において地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、適切に判断頂きたい。

※ 各項目名後の（ ）内は、第一期手引きにおける該当ページを示している

## 1 提供体制確保の実施時期の設定 (P3)

支援事業計画における提供体制確保の実施時期は、「子育て安心プラン」において目標年次としている 2020 年度末までに、量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定する。

【参考】子育て安心プラン



## 2 量の見込みの算出に用いる子どもの年齢について (P9)

量の見込みの算出に用いる子どもの年齢については、「調査又は抽出時における年齢」が回答時点における年齢に最も近く、各年齢のニーズをより適切に把握できると考えられるが、市町村の判断で4月1日時点での年齢（学年齢）によることも可能である。

## 3 トレンドや政策動向、地域の実情等の考慮

教育・保育の量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえること。

特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起や、「子育て安心プラン」において、国においては、2018 年度末から 2020 年度末までの 3 年間で女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備をすることとしていることに留意するとともに、「『子育て安心プラン』の実施方針について」（平成 29 年 12 月 21 日子保発 1221 第 1 号厚生労働省子ど

も家庭局保育課長通知)に基づく子育て安心プラン実施計画との整合性の確保を図ること。

また、保育ニーズ(2・3号)のみならず、教育ニーズ(1号)についても、政策動向や地域の実情等によって変動する可能性があることから、実態を適切に把握した上で、仮に提供体制に不足が見込まれる場合には、幼稚園・認定こども園(1号)の定員増や、公立幼稚園の入園対象年齢の満3歳への引下げ等により確実に提供体制を整備すること。

なお、トレンドや政策動向、地域の実情等を考慮し、量の見込みに補正が必要であると見込まれる場合には、例えば、第一期の支援事業計画作成に当たって実施した利用希望把握調査等(基本指針第三の一三(二)に規定する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等をいう。以下同じ。)と第二期の支援事業計画作成に当たって実施する利用希望把握調査等の結果を比較する方法や、これまでの支給認定の実績値の推移の傾向を把握する方法などが考えられる。

#### 4 都市開発部局との十分な情報共有

都市開発部局と十分に情報共有、連携を行い、大規模マンション等の開発が行われる際には、量の見込みを大きく変動させる要因となり得ることから、必要に応じて補正を行うこと。なお、保育所や地域型保育事業所等を併せて整備することにより、社会増に伴い必要となる保育の受け皿を確保すること。

※ 「10 放課後児童健全育成事業の量の見込み」(後述)も参照。

#### 5 0歳児保育の量の見込み(P38)

0歳児保育の量の見込みについては、次の点を考慮する必要がある。

- ・現在の育児休業の取得状況
- ・「1歳から必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得したい」者の保育ニーズの、今後の保育サービスの拡充に伴う変動
- ・1年超の育児休業取得の希望
- ・年度当初から年度末にかけて、出生に伴い段階的に利用者数が増加すること

このため、育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、よりニーズの実態に近いものとなるよう、適切に量を見込むこと。

#### 6 「調査票のイメージ」における設問の修正

第一期の支援事業計画作成時に示した「調査票のイメージ」(「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について」(平成25年8月6日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡)別紙4をいう。以下同じ。)問15-1の選択肢について、次のように修正すること。ただし、既に調査を実施している市町村においては、追加調査を依頼するものではない。

なお、これに伴い、第一期手引きにおいて一部変更となる箇所があるため、次の表のとおり

り読み替えること。

問 15-1 の選択肢（設問省略）	
1. 幼稚園	2. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)
3. 認可保育所 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの)	4. 認定こども園 (幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)
5. 小規模な保育施設 (国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員が概ね 6 ～ 19 人のもの)	6. 家庭的保育 (保育者の家庭等で 5 人以下の子どもを保育する事業)
7. 事業所内保育施設 (企業が主に従業員用に運営する施設)	8. 自治体の認証・認定保育施設 (認可保育所ではないが自治体が認証・認定した施設)
9. その他の認可外の保育施設	10. 居宅訪問型保育 (ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)
11. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)	12. その他 ( )

第一期手引き 該当ページ	読み替え前	読み替え後
12, 19, 21, 24, 26	選択肢 3 から <u>9</u>	選択肢 3 から <u>10</u>
38	「3 認可保育所」から「 <u>9</u> 居宅訪問型保育」	「3 認可保育所」から「 <u>10</u> 居宅訪問型保育」

## 7 共働き等家庭の子どもの幼稚園利用について (P33)

共働き等家庭の子どもの幼稚園利用について、正確にニーズを把握することを目的として、「調査票のイメージ」に問 16-2 を追加すること。ただし、既に調査を実施している市町村においては、追加調査を依頼するものではない。

なお、幼稚園における預かり保育等の取扱いについての量の見込みの算出・確保方策の考え方については、後日別途示す予定である。

問 16-2 問 16 で「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」または「2. 幼稚園の預かり保育」に○をつけ、かつ3～12にも○をつけた方にうかがいます。特に幼稚園（幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む）の利用を強く希望しますか。当てはまる番号に○をつけてください。

1. はい 2. いいえ

## 8 企業主導型保育施設の地域枠の活用

基本指針において、企業主導型保育施設について、企業主導型保育施設の設置者と調整を行い、地域枠について、市町村の利用者支援の対象とした場合には、2号認定子ども及び3号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めて差し支えないとされていることから、その積極的な活用を図ること。

		2020年度				2021	2022	2023	2024
		1号	2号	3号					
				0歳	1・2歳				
量の見込み		500	500	150	300	...	...	...	...
確保 方 策	特定教育・ 保育施設	500	480	140	290	...	...	...	...
	企業主導型 保育施設の 地域枠	—	20	10	10	...	...	...	...

## 9 特定教育・保育施設等の定員の取扱い

(1) 当該年度の翌年度の教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数が当該年度の必要利用定員総数を上回る場合には、当該年度の翌年度の必要利用定員総数に基づき需給調整を行うこと。

(2) 保育所や認定こども園の整備を新たに行った後、4・5歳児定員については、定員割れが生じる一方で、0～2歳児については、定員超過が生じることが多いことに鑑み、運営開始後1～3年目については、4・5歳児定員を少なく設定し、2年目以降については、入所児童の進級に伴い、4・5歳児の定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行うこと。

## 10 放課後児童健全育成事業の量の見込み（P40）

(1) 新たに策定するプランにおいては、女性の就業率の上昇や保育ニーズの高まりを踏まえ、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿を拡大することと

しており、これを踏まえ、量の見込みを算出すること（基本指針を改正予定）。

- (2) 小学校2年生以上の量の見込みについては、これまでの放課後児童健全育成事業の利用の伸び率や小学校1年生に係る量の見込みとのバランスを見ながら、適切な数字を算出すること。
- (3) 放課後児童健全育成事業の利用の申し込みや登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、地域の実態に応じ、保育所の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向の分析や小学校4年生以上の高学年児童の利用ニーズの分析を踏まえ、適切な補正を行うこと。

※ 新たなプランを策定・発出後、本考え方の補足として、当該事業の量の見込みの算出及び提供体制の確保の内容について、新たに策定するプランに基づく考え方を示す予定である。市町村においては、本考え方及び追って発出予定の放課後児童健全育成事業に関する補足の事務連絡の双方を参照いただき、量の見込みの算出等を行っていただきたい。

なお、放課後児童健全育成事業に係る利用希望把握調査等については、上記補足の事務連絡の発出を待たず、他の調査と併せて行うことも差し支えない。

## 11 子育て短期支援事業の量の見込み（P43）

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）においては、孤立した育児によって虐待につながるものないう、子育て短期支援事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図ることとしている。

これを踏まえ、子育て短期支援事業の量の見込みについては、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、保護者の育児疲れや育児不安などの事由により本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど、適切な補正を行うこと。

## 12 利用者支援事業の量の見込み（P66）

利用者支援事業については、子育て中の親子にとって、より身近な場所に設置することができるよう、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。

なお、次のように基本型・特定型と母子保健型を分けて計画に記載すること。

		2020年度	2021	2022	2023	2024
量の見込み	基本型・特定型	5か所	…	…	…	…
確保方策	基本型・特定型	5か所	…	…	…	…

		2020年度	2021	2022	2023	2024
量の見込み	母子保健型	5か所	…	…	…	…
確保方策	母子保健型	5か所	…	…	…	…

### 13 今後のスケジュール（イメージ）

国	都道府県・市町村
<b>2018年度</b> 【～3月】基本指針の改正作業 改正基本指針の公布	【～3月】利用状況把握調査等の実施・ 集計（市町村）
<b>2019年度</b> 【2月頃～】量の見込みと確保方策の 調査（～2020年4月頃）	【～3月】量の見込みの算出・確保方策 の検討等、第二期支援事業計 画の作成作業（市町村及び都 道府県）
<b>2020年度</b>	【4月～】第二期支援事業計画期間開始 （市町村及び都道府県）

平成30年4月9日  
府子本第350号  
子保発0409第1号  
29初幼教第18号

各都道府県、指定都市、中核市  
子ども・子育て支援新制度担当部局（長）  
民政主管部局（長）  
教育委員会幼稚園関係事務主管部課（長）

殿

内閣府子ども・子育て本部  
参事官（子ども・子育て支援担当）  
（公印省略）

厚生労働省子ども家庭局  
保育課長  
（公印省略）

文部科学省初等中等教育局  
幼児教育課長  
（公印省略）

## 子ども・子育て支援法に基づく保育充実事業及び協議会の実施について

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（平成30年法律第12号。以下「改正法」という。）により、保育の実施への需要が増大している市町村（特別区を含む。以下同じ。）等は、当分の間、保育の量的拡充及び質の向上を図るため、「保育充実事業」を行うことができることとともに、都道府県は、保育の需要に応ずるための市町村の取組を支援するため、当該都道府県、関係市町村等により構成される協議会を組織することができることとされた。

今般、改正法に基づく保育充実事業の実施及び協議会の設置に当たっての留意事項を下記のとおり定めた。

各都道府県におかれては、内容について十分御了知の上、貴管内市町村に対して遅滞なく周知を図られたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

## 記

### 第 1 保育充実事業について

#### 1. 趣旨

待機児童の解消に向けた保育の受け皿の拡大は喫緊の課題である。このため、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において「子育て安心プラン」を前倒しし、2020 年度末までに 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしており、待機児童解消に向けた取組を集中的に行う必要がある。さらに、「子育て安心プラン」においては、保育の受け皿の拡大と保育の質の確保を「車の両輪」で進めることとしている。

このため、改正法において、保育の量的拡充及び質の向上を図るために行う小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する事業を保育充実事業として法律上に位置付け、当分の間、当該事業の集中的な取組を推進することとした。

その際、保育の受け皿の拡大については、一定の質が確保されている認可保育所等を整備していくことが望ましく、認可保育所等の整備に当たっては、既存の施設を活用することも重要であることから、

- ・認可保育所等への移行を目指す認可外保育施設に対して運営費を補助する事業（以下「認可化移行運営費支援事業」という。）
- ・幼保連携型認定こども園等への移行に向けて私立幼稚園が行う長時間預かり保育の運営費を補助する事業

を保育充実事業として規定するとともに、国は当該事業を行う市町村に対して補助することができることとした。

#### 2. 保育充実事業についての留意事項

##### (1) 特定市町村又は事業実施市町村について

##### ① 特定市町村について

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成 30 年内閣府令第 21 号）において、以下のイ又はロに該当する市町村を特定市町村としている。

イ 事業の実施の前年度の 4 月 1 日以降において待機児童がいること

ロ 事業の実施年度以降に特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）、特定地域型保育事業又は特例保育を行う施設の利用の申込み

が増加することが見込まれること

イの待機児童の有無については、各年度の4月1日時点の保育所等利用待機児童数調査の結果によるほか、当該調査で待機児童がいない場合であっても、調査日以降に個別に待機児童を把握した場合には、特定市町村に該当すること。

また、ロについては、『「子育て安心プラン」の実施方針について』（平成29年12月21日子保発1221第1号）による子育て安心プラン実施計画の申込児童数の見込みによるほか、当該計画策定時には申込児童数が増加する見込みでない場合であっても、計画策定後の状況の変化により、申込児童数が増加する見込みとなった場合には、特定市町村に該当すること。

## ② 事業実施市町村について

事業実施市町村（特定市町村以外の市町村）については、保育の量的拡充及び質の向上を図るため特に必要があるときは保育充実事業を行うことができることとされているが、「特に必要があるとき」とは、例えば、管内の認可外保育施設の保育従事者数や資格、構造設備等に関して、保育の質の確保のために改善を図る必要がある場合や、比較的多くの児童が管内の認可外保育施設に通っている状況等が想定されること。

具体的には、管内の認可外保育施設の指導監査の結果や、市町村管内の小学校就学前児童に占める認可外保育施設に通う児童の割合等を踏まえ、認可外保育施設の認可化移行等の必要性から判断されるものであること。

## (2) 保育充実事業の実施に当たっての手続的事項

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）附則第14条第1項及び第2項において、特定市町村又は事業実施市町村が保育充実事業を実施するに当たっては、法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）に定めることとしているが、できるだけ速やかに市町村計画を改定すること。

また、市町村計画に定める際には、法第61条第7項に基づき、市町村における審議会その他の合議制の機関（市町村子ども・子育て会議）等の意見を聴くこととされていることに留意すること。

## (3) 保育充実事業の実施期間

法附則第14条第1項において、保育充実事業は当分の間行うこととしており、具体的な期限は定められていないが、待機児童の解消に向けて、2020年度末までの集中的な取組が重要であることに留意すること。

#### (4) 保育充実事業に対する国の補助

法附則第14条第4項に規定する協議会が待機児童解消等のために協議する施策の対象とする特定市町村については、認可化移行運営費支援事業の補助単価に5%の補助の上乗せを行うこと。

なお、保育充実事業に対する補助の詳細については、「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」（平成27年4月13日付け雇児発0413第36号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「子どものための教育・保育給付費補助金の国庫補助について」（平成28年8月9日付け府子本第506号内閣総理大臣通知）を参照すること。

## 第2 協議会について

### 1. 趣旨

法第62条第1項に基づき、都道府県は、当該都道府県内の教育・保育の提供体制の確保内容等の事項について、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「都道府県計画」という。）に定めるとともに、法第3条第2項に基づき、市町村に対して必要な助言及び適切な援助を実施することとされている。

改正法において、待機児童解消を促進するための方策として、こうした現行の都道府県による市町村の取組の支援をより実効的なものとするため、都道府県は、小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する施策であって、市町村の区域を超えた広域的な見地から調整が必要なもの又は特に専門性の高いものについて、当該都道府県、関係市町村等により構成される協議会を組織することができることとした。

### 2. 協議会についての留意事項

#### (1) 協議会の設置に当たっての手続的事項

協議会の設置に当たっては、都道府県の条例に根拠を規定する必要はなく、必要に応じて設置に係る要綱等を作成するなどにより設置して差し支えないこと。

また、協議会の設置単位は、都道府県単位での設置に限られず、管内区域ごとに分割して複数設けることも可能であること。

#### (2) 協議会の構成員

都道府県が協議会を設置する際、協議会を通じて待機児童解消等の取組の支援をする必要があると認める市町村その他の構成員と事前に調整した上で、都道府県が構成員を決定すること。設置後の協議会の組織・運営は、協議会

において定めること。

また、構成員とする市町村の範囲について、都道府県は、協議会を通じて待機児童解消等の取組の支援をする必要があると認める市町村を広く協議会の構成員とすることが望ましいが、全ての市町村を構成員とする必要はないこと。

なお、協議会は、待機児童の解消に向けた個別具体的な施策について、実務的な協議をすることが重要であるため、協議会の出席者は、都道府県・市町村の実務担当者等とすることが望ましいこと。

### (3) 協議会の協議事項

協議会における協議事項は、地域の実情に応じて協議会が定めるものであること。また、協議を通じて、各協議事項について適切な KPI（達成すべき成果目標）及びその達成時期を定めること。また、協議会において PDCA サイクルに基づき、協議が整った事項の進捗管理を行うこと。なお、協議事項の例としては、下記の事項が考えられること。

#### ① 受け皿整備の推進

- ・市境を越えた児童の受入れのための市町村間の広域利用に係る協定締結を支援すること
- ・保育所等の多様な事業主体の参入を促進すること
- ・市町村内の保育提供区域ごとの保育所等の整備計画の精査に関すること
- ・市町村が独自で定める人員配置基準等の上乗せ基準について、保育利用者や学識経験者等の多様な視点から検証すること
- ・保育所整備や幼稚園の活用等の先進事例の横展開に関すること

#### ② 保育人材の確保・資質の向上

- ・必要保育士数と予定確保数の推計や広域的な人材確保策に関すること
- ・保育人材が不足している地域の求人票の優先的な紹介等による保育士需給の調整に関すること
- ・保育士等キャリアアップ研修についての都道府県研修実施計画の分野別定員数の調整その他の保育士の養成に関すること
- ・保育士確保のための広域的な広報活動の推進に関すること

#### ③ その他保育に関する情報の共有・調整等

- ・保育事業者の事務負担軽減のための都道府県の指導監査と市町村の確認監査の監査項目の調整に関すること
- ・広域的な保育所等の利用が進むよう保育の利用申込みに係るシステ

ムや書類の様式、利用調整に係る基準、保育料等の市町村間の差異を調整すること

- ・ 空き定員の有効活用のため、保育所ごとの空き状況等の保育利用者が必要とする情報の把握及び「見える化」の徹底を行うこと

#### (4) 協議会設置の際の届出

子ども・子育て支援法施行規則附則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 10 条第 4 項の規定に基づく協議会設置の際の届出については、別紙様式例を参考に、遅滞なく行うこと。

なお、法附則第 14 条第 1 項に規定する特定市町村であって、協議会が協議する施策の対象とする特定市町村が実施する保育充実事業（認可化移行運営費支援事業に限る。）に対する補助の加算には、協議会設置の際の届出が必要となることに留意すること。

また、届出事項に変更が生じた場合又は協議会を休止若しくは廃止した場合には、別紙様式例を参考に届け出ること。

#### (5) 都道府県計画への反映

協議会で協議が調った事項の都道府県計画への反映については、保育に係る子ども・子育て支援に関する施策の円滑かつ確実な実施のための必要性の観点から、都道府県の判断により行うこと。なお、法第 62 条第 2 項各号に掲げる事項については都道府県計画に定めるとともに、同条第 3 項各号に掲げる事項については、都道府県計画に定めるよう努めること。

都道府県計画への反映に当たっては、協議会において決定した KPI 及びその達成時期も含めて定めるとともに、都道府県が当該計画に基づき PDCA サイクルを回し、目標達成に向けた進捗管理を徹底することが重要であること。

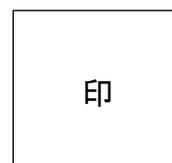
また、都道府県計画に定める際には、法第 62 条第 5 項に基づき都道府県における審議会その他の合議制の機関（都道府県子ども・子育て会議）等の意見を聴くこととされていることから、協議会の協議を進めるに当たっては、その進捗状況を報告すること等により適切に当該機関等と連携をとること。

(別紙様式例1)

< 番号 >  
平成年月日

内閣総理大臣殿

〇 〇 都道府県知事



### 協議会設置届出書

標記について、平成 年 月 日付で、子ども・子育て支援法附則第十四条第四項に規定する協議会を設置したため、子ども・子育て支援法施行規則附則第十条第四項に基づき届け出する。

協議会の名称	
協議会において協議する施策の対象とする特定市町村又は事業実施市町村の名称	(特定市町村) 〇〇市、〇〇市、〇〇市
	(事業実施市町村) 〇〇市、〇〇市、〇〇市
備考 (上記以外の構成員等)	

(添付資料)

- (1) 上記届出事項が分かる設置要綱等
- (2) その他参考となる資料

(別紙様式例2)

< 番号 >  
平成年月日

内閣総理大臣殿

〇〇 都道府県知事

印

協議会関係事項変更届出書

標記について、平成 年 月 日付で、子ども・子育て支援法附則第十四条第四項に規定する協議会の届出事項に変更が生じたため届け出する。

協議会の名称	変更前	
	変更後	
協議会において協議する施策の対象とする特定市町村又は事業実施市町村の名称	変更前	(特定市町村) 〇〇市、〇〇市、〇〇市 (事業実施市町村) 〇〇市、〇〇市、〇〇市
	変更後	(特定市町村) 〇〇市、〇〇市、〇〇市 (事業実施市町村) 〇〇市、〇〇市、〇〇市
備考		

(添付資料)

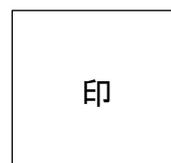
- (1) 上記変更事項が分かる設置要綱等
- (2) その他参考となる資料

(別紙様式例3)

< 番号 >  
平成年月日

内閣総理大臣殿

〇 〇 都道府県知事



協議会廃止（休止）届出書

標記について、平成 年 月 日付で、子ども・子育て支援法附則第十四条第四項に規定する協議会を廃止（休止）したため届け出する。

協議会の名称	
廃止（休止）理由	
備考	

(添付資料)

- (1) 上記廃止（休止）の事実が分かる設置要綱等
- (2) その他参考となる資料

事 務 連 絡

平成26年8月29日

各 都道府県・指定都市・中核市

子ども・子育て支援新制度 担当部局担当課 御中

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

市町村子ども・子育て支援事業計画の確保方策等における広域利用の取扱いについて

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素からご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）に定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期（以下「確保方策」という。）については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年7月2日内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。）に即し、「市町村子ども・子育て支援事業計画に定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出等のための「作業の手引き」について」（平成26年1月20日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡）においてお示しした「作業の手引き」（以下「作業の手引き」という。）を参考として、作業いただいているところです。

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の教育・保育施設及び地域型保育事業のうち、特に、直接契約である認定こども園及び幼稚園並びに地域型保育事業については、地域によっては、市町村域を超えた利用（広域利用）の実態が恒常的に見られるところです。

市町村計画の確保方策における広域利用の取扱いについては、「基本指針」において、「当該市町村に居住する子どもについて、他の市町村の教育・保育施設又は地域型保育事業により教育・保育の利用を確保する必要があると見込まれる場合には、あらかじめ、当該他の市町村と調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が広域的な観点から市町村間の調整を行うこと」とし、当該調整が整った場合の市町村計画の記載方法については、「作業の手引き」（P62）にお示ししたところです。

しかしながら、これまで各市町村より、広域利用について、実態把握の方法、市町村計画に記載することの意義、計画上適切に記載されない場合に生じ得る問題点等に

ついて、問い合わせが多数ありました。

市町村計画の確保方策については、9月末までに中間的に取りまとめ、都道府県への報告をお願いしているところであり、国への報告についても別途お願いする予定ですが、こうした点を踏まえ、改めて、広域利用の市町村計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「都道府県計画」という。）上の取扱いに関連して、①実態把握の方法、②新制度における認可・認定の仕組みとの関係、③計画上適切に記載されない場合に生じ得る問題点等について、下記のとおり整理しました。

これは、一定量以上の広域利用が恒常的に存在する場合を想定したのですが、今後、市町村計画の確保方策の取りまとめ及び都道府県計画の区域の設定に係る作業を進めるに当たり、ご留意いただければと思います。

なお、都道府県におかれましては、管内市町村に対して遺漏のないよう周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 広域利用の実態把握の方法

別紙1をご参照下さい。

### 2. 新制度における都道府県等の認可・認定の仕組みとの関係

○ 新制度では、都道府県等は、認定こども園、保育所、地域型保育事業者から認可・認定の申請があった場合には、基準を満たし、かつ、都道府県計画等で定めた区域における「利用定員の総数」（供給）が、「必要利用定員総数」（需要）に既に達しているか、これを上回る場合を除き、原則として認可・認定を行わなければなりません。（認定こども園法第3条第7項及び第17条第6項、児童福祉法第34条の15第5項及び第35条第8項）

○ 上記の「必要利用定員総数」（需要）は、都道府県計画等において、区域における「量の見込み」として、定められたものとなります。また、上記の「利用定員の総数」（供給）は、現に区域内に存する教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の合計数が基本となりますが、都道府県計画等において、他区域で確保されるものを区域における確保方策として定めた場合には、これを加えることも可能です。

（注1）幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県が、幼保連携型認定こども園又は保育所は、都道府県、指定都市又は中核市が、地域型保育事業は市町村が、それぞれ認可・認定を行うこととなります。上記の「都道府県等」「都道府県計画等」についても、施設・事業ごとに読み替えて下さい。

（注2）「利用定員」は、子ども・子育て支援法に基づき、市町村が確認を行う際に設定されるものです。利用定員は、認可定員と一致することが原則ですが、新制度においては、適切な単価による給付を

支給するため、仮に認可定員が実際の利用者数と乖離している場合には、実際の利用者数を基に設定することとなります。

(注3) 認定こども園については、認定区分(1号・2号・3号)ごとに、上記の需給調整の仕組みを適用します(保育所又は幼稚園が認定こども園に移行しようとする場合においては、必要利用定員総数に都道府県計画等に定める数を加えた上で需給調整の仕組みを適用します。)。学校教育法に基づく幼稚園の認可制度には、上記の需給調整の仕組みは導入されていませんが、認定こども園の需給調整を通じて、幼稚園を含む1号認定全体の需給に影響を与えます。

- 上記のような需給調整の仕組みは、都道府県計画等で定めた区域において、広域利用による対応も含め、需要と供給が適切に把握されていることが前提とされています。

### 3. 広域利用が計画上適切に記載されない場合に生じ得る問題点

- 市町村計画において、教育・保育施設及び地域型保育事業の正確な需要と供給の状況が反映されないこととなります。
- 上記2のとおり、都道府県計画等における区域ごとの需要と供給の状況は、認定こども園法又は児童福祉法に基づく施設・事業の認可・認定の判断基準となります。広域利用が計画上適切に記載されない場合には、結果として、客観的には供給不足でない場合であっても、認定こども園、保育所、地域型保育事業所から申請があった場合に、認可・認定を行わなければならない可能性があります。
- 別紙2において、1号認定子どもについて、A市からB市に100人の域外利用があるケースを例にとって、具体的な問題点について説明します。

### 4. 考えられる対応

- 教育・保育施設及び地域型保育事業について一定量以上の広域利用が恒常的に存在するにもかかわらず計画上適切に記載されていない場合には、3で記載したような問題が生じうることから、都道府県と市町村が連携して、広域利用の実態について適切に把握することが望ましいと考えられます。

特に、市町村認可の地域型保育事業や、認定こども園等について都道府県計画で定める区域と市町村域が一致する場合には、市町村計画で定める確保方策が、認可・認定の判断基準と直結し、上記3の問題点が生じやすいことにご留意いただきたいと思えます。

- また、直接契約である幼稚園等については、地域によっては、広域利用の実態が恒常的に見られ、基本的には市町村域内で利用が完結している保育所とは状況が異なります。このため、「基本指針」では、「都道府県設定区域は、・・教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、認定区分ごと・・の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区

分・・ごとに設定することができる」としており、認定区分ごとの広域利用の実態を踏まえて、区域を定めることが考えられます。

この場合、区域を広い範囲とすればするほど、地域の需給状況を踏まえたきめ細かな需給調整が難しくなる点に留意が必要ですが、広域利用の影響については軽減することができます。

- これらの点も踏まえ、各市町村におかれては、教育・保育施設及び地域型保育事業について、一定量以上の広域利用が恒久的に存在することが見込まれる場合には、あらかじめ、他の市町村と調整を行うとともに、都道府県におかれては、必要に応じて、広域的な観点から市町村間の調整を行うことや適切な区域の設定をお願いいたします。

問い合わせ先 : 内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

【新制度施行に係る全般的な事項】

TEL : 03-6257-1465、FAX : 03-3581-2521

【市町村計画の確保方策等における広域利用の取扱いに関する事項】

TEL : 03-3595-2493、FAX : 03-3595-2313

## 別紙 1

### (1) 幼稚園

- 「幼稚園における保護者の就労状況等の調査及び把握について」（平成 25 年 5 月 17 日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）に基づき、各市町村で実施していただいた調査結果の活用が考えられます。
- 私立幼稚園就園奨励費補助金の支給実績の活用も考えられます。ただし、通常、就労状況とのクロス集計はできず、1号認定と2号認定の区分が難しいことに留意が必要です。なお、同補助金の支給については、教育委員会が事務を担当している市町村も多いと承知しています。

### (2) 認可外保育施設

- 「認可外保育施設の利用状況に関する調査及び把握について」（平成 25 年 9 月 6 日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）に基づき、各都道府県等を実施し、市町村に送付することとされている調査結果の活用が考えられます。
- このほか、個別の事業者への聞き取りを行うことも考えられます。

別紙 2

《広域利用を適切に記載した場合の両市の計画のイメージ》

A市子ども・子育て支援事業計画

		27年度			28	・・・
		1号	2号	3号		
量の見込み		1000	1000	500		
確保方策	特定教育・ 保育施設	市内 900 B市 100	市内 900	市内 300		
	特定地域型 保育事業			市内 100		

B市子ども・子育て支援事業計画

		27年度			28	・・・
		1号	2号	3号		
量の見込み		300	300	100		
(他市町村の子ども)		A市 100				
確保方策	特定教育・ 保育施設	市内 300	市内 300	市内 50		
	(他市町村 の子ども)	A市 100				
	特定地域型 保育事業			市内 20		

- ・ A市の市町村計画において、A市居住の1号認定子どもにおけるB市の施設利用者100人を確保方策として記載しない場合、A市には1000人の量の見込み（需要）があるにもかかわらず、確保方策（供給）は900人のみとなり、A市の1号認定子どもについては100人の供給不足として評価されます。
- ・ 仮にC県が、C県計画においてA市を一つの区域として設定した場合、同区域では100人の供給不足となっているため、認定こども園（1号定員）の新設の認可・認定の申請があれば、客観的には供給不足でないにもかかわらず、C県は認可・認定をしなければなりません。
- ・ 仮にC県が、C県計画においてA市とB市を合わせて1つの区域として設定した場合には、両市とも広域利用分を確保方策として記載しなくとも、区域全

体としては 1300 人で需要と供給が均衡していることになり、新たな認可・認定を行う必要はありません。ただし、この場合でも、A 市計画又は B 市計画のいずれかのみで 100 人の広域利用が記載され、両市の計画に整合性がない状態は、適切とは言えません。

各都道府県・指定都市・中核市

子ども・子育て支援新制度 担当部局担当課 御中

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

### 認定こども園への移行について

日頃より、子ども・子育て支援新制度の施行準備につきまして、ご尽力・ご協力をいただき、御礼申し上げます。

現在、国においても、子ども・子育て支援新制度の施行に向けた各種基準の策定等に鋭意取り組んでいるところですが、今般、認定こども園への移行についてご留意いただきたい点について、下記のとおり整理いたしましたので、内容についてご確認いただきますとともに、各都道府県におかれましては、管内市区町村への周知徹底につきまして、ご高配を賜りますようよろしくお願いいたします。

### 記

1. 子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）は、全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を行うとともに、地域子ども・子育て支援事業を行うものである。  
これらの給付・事業を実施するに当たっては、新制度が、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制を確保することを目的の一つとしていることに鑑み、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望を十分に踏まえた上で定めることが必要である。
2. 上記 1. の趣旨を踏まえ、平成 25 年 12 月 18 日付事務連絡（「幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整に係る特例措置の再周知について（依頼）」）（別添）においても周知徹底をお願いしているところであるが、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることや、幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として一の認可の仕組みとし

た制度改正の趣旨を踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行うものとした「幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整の特例措置」を子ども・子育て支援法に基づく基本指針案においてお示しているところであるので、本特例措置の趣旨及び内容について改めてご確認の上、適切に認可・認定が行われることが必要である。

3. 同時に、認定こども園、幼稚園、保育所を通じて子ども・子育て支援法に基づく共通の財政支援の仕組みを創設しつつ、既存の幼稚園、保育所から認定こども園への移行は義務付けずにそれぞれの施設類型については維持して事業者の選択に委ねることとされ、また、地域において保育需要が充足されていなければ審査基準に適合している者から保育所等の設置に係る申請があった場合には認可するものとされた国会における法案修正の趣旨を十分に踏まえる必要がある。

したがって、既存の幼稚園、保育所から認定こども園への移行については、地方版子ども・子育て会議等において、それぞれの地域の実情や利用者のニーズに即した教育・保育施設のあり方について丁寧な議論・検討を行った上で事業計画を策定し、これに基づいて、事業者の意向を十分に踏まえた対応がなされることが必要である。

事 務 連 絡

平成25年12月18日

各都道府県・指定都市・中核市  
子ども・子育て支援新制度御担当部局 御中

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

**幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整に係る  
特例措置の再周知について(依頼)**

平成25年8月6日付け事務連絡「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について」においてお示した「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)」において、「幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整に係る特例措置」をお示したところです。

しかしながら、本特例措置の内容や趣旨について、いくつかの自治体において、必ずしも正しく理解されていないのではないかとと思われる対応を行っているところのご指摘をいただいていることから、改めて、下記のとおり、その内容や趣旨をお示するとともに、再度の周知徹底をお願いするものです。

記

本特例措置の内容は、①幼稚園が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園に移行する場合②保育所が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園に移行する場合のいずれの場合においても、都道府県は、地域における教育・保育施設の定員総数が、「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定した「量の見込み」に「都道府県計画で定める数」を加えた数に達するまでは、認可・認定しなければならないこととするものです。また、「都道府県計画で定める数」の設定に当たっては、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望に十分配慮し、幼稚園、保育所の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定するものです。

その趣旨は、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるようにするというものです。

つまり、供給過剰地域においても、認可・認定を可能とすることを前提としつつ、適切な需給状況が確保されるよう、既存施設の現在の利用状況等を勘案し、地方版子ども・子育て会議における議論等により透明性を確保した上で、「都道府県計画で定める数」を設定し、その範囲内で認可・認定を行っていただくこととするものです。

したがって、「都道府県計画で定める数」については、供給過剰地域においても認可・認定を可能とすることを前提とするものであることから、当該数は、少なくとも「供給量－需要量」を上回る数を設定していただく必要があるものであり、当該上回る数については、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望などを踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論等を行っていただいた上で、各地域の実情に応じた具体的な数を設定していただくことになることにご留意ください。

以上の内容につきまして、貴職におかれましては、改めてご確認の上、ご理解いただきますとともに、管下市区町村への改めての周知徹底につきまして、特段のご配慮をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本件周知徹底に係る対応状況につきまして、1月9日(木)までに下記までご報告いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

担当 内閣府 少子化対策担当 加藤・佐藤・辻

T E L : 03-3581-1403(直通)

F A X : 03-3581-0992